

1 同和問題

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	学校教育の取組	①すべての学校等において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。 ②各種研修会への参加や校内での研修によって教職員等の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。	○人権・同和教育の視点から授業研修を行う。 ○益田市教育研究会の人権・同和教育部会と連携し、公開授業を企画し、教職員の研修の場とする。 ○児童生徒支援加配推進者による定期的な研修を通じた成果を各小中学校に広げる。	○人権・同和教育の視点を含めた授業の振り返りを行っている。 ○各学校において、参観日等に人権・同和教育に関する公開授業を実施した。 ○児童生徒支援加配推進者による定期的な研修を通じた成果を各小中学校に広げた。	○全小中学校で実施した。人権・同和教育の基本となる取組として、子どもたちの人権意識の向上に繋がっている。 ○研修会は、教職員の人権感覚を磨く良い機会となっている。各種研修を継続して実施していく。
②	社会教育の取組	①各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。	○益田市地区人権・同和教育推進協議会の啓発活動を支援する。 ○人権標語啓発塔の改修を行い、地域住民への人権意識の向上に努める。	○益田市地区人権・同和教育推進協議会委員・事務局員に啓発活動ための研修会等に参加を呼び掛けた。 ・日時：令和4年11月13日 10:00~12:00 場所：人権センター 内容：多文化共生イベント「やさしい日本語を使ってみよう ～みんながつながる地域を目指して～」 主催：日本語ボランティアグループ「ともがき」 参加者：47名（内同推協委員 延べ8名） ・日時：令和4年12月1日~8日 場所：益田市人権センター・益田市総合福祉センター 内容：第11回「いのち・愛・人権」展 主催：「いのち・愛・人権」展 益田・鹿足実行委員会 参加者：2,251名（内同推協委員 延べ164名）	○協議会委員への研修会や「いのち・愛・人権」展への参加を呼び掛け、多くの方の参加があり人権・同和教育に関する地域リーダー育成の取組ができた。引き続き、地域で実施する様々な人権課題の解決のための啓発活動を支援し、差別のない住みよいまちづくりに繋げることが必要である。 ○継続的に啓発塔の改修を行い、地区住民への意識啓発につなげていく必要がある。
③	啓発・広報活動の推進	①人権センターを核とし、社会教育団体、教育・研究団体、企業、NPO法人等、地域の人権団体と連携し、各種講演会、イベント等の企画、啓発・広報活動に努めます。	○人権・同和教育講演会や研修会を開催する。	○石西地域人権を考える企業等連絡協議会や石西地区人権・同和教育研究協議会などと連携し、講演会を開催した。 ・日時：令和4年8月9日 13:30~16:30 場所：人権センター 内容：第22回石西地区人権・同和教育研究集会 ～あらゆる差別の解消に向けて～ 実践報告 「人権とプライバシーの保障と障がい者自立とは・・・」 講師：社会福祉法人 E.G.F 総合施設長 渡邊宥照 氏 「すべての子供に“居場所”となる学校を目指して」 講師：鹿足郡教育研究会七日市小学校教諭 坂田哲郎 氏 参加者：394名	○関係機関や各団体と連携し、講演会や啓発活動を実施することにより、参加者が人権意識の高揚を図るとともに、差別やハラスメントのない職場づくりを学ぶことができた。引き続き講演会等を実施し、同和問題をはじめとした様々な人権課題を解決するための啓発を進めていく必要がある。

			<p>・日時：令和4年8月24日 14：30～16：00</p> <p>場所：人権センター</p> <p>内容：企業（事業所）トップクラス人権・同和問題研修会 「職場におけるハラスメントの理解と防止について」</p> <p>講師：島根県西部人権啓発センター講師 尾村幸行 氏</p> <p>参加者：94名</p> <p>・日時：令和4年10月19日 13：30～16：00</p> <p>場所：人権センター</p> <p>内容：「夢ひきよせる！人権・同和教育2022」 「いま、ここ」にある差別を「いま、ここ」で取り組む</p> <p>講師：解放社会学研究所 所長 江嶋修作 氏</p> <p>参加者：94名</p>	
		○学校単位のDVD研修を継続し人権問題に対する意識を深める。DVDテーマの設定は、様々な人権課題の中から人権センターで設定する。	○小中学校の教職員を対象にDVD視聴による研修を実施した。 テーマ：・デートDV ・性の多様性 ・ハンセン病問題 ・同和問題 参加校：10/25校 参加人数 208人	○DVD視聴による研修は参加しやすく、校内での事例も話し合うことができ、認識の共有ができたと好評だった。今後も継続していくために様々なテーマを取り上げるなど工夫をしていく必要がある。
		○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した啓発活動を実施する。	○人権週間の活動として、石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の会員と市内3店舗で人権啓発に関するチラシやグッズを配布する街頭アピール活動を実施した。 参加企業等数：22団体 参加人数：29名	○石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携し、企業としての人権に対する取組についてアピールができた。今後も引き続きグッズ配布等の街頭アピール活動を継続し啓発していく必要がある。
		○第11回「いのち・愛・人権」展を通して、市民団体、行政機関等が一体となり、差別をなくす取組を地域に働きかける。	○第11回「いのち・愛・人権」展開催 ・日時：令和4年12月1日～8日 場所：益田市人権センター・益田市総合福祉センター 内容：「人権のまちづくり」を進めるために 様々な人権課題について発信し、参加者との交流を行った。 主催：「いのち・愛・人権」展 益田・鹿足実行委員会 ・展示等：部落差別、障がい者の人権、子どもの人権等11の人権課題をテーマでコーナーを設置した。 ・映画上映 ・ドキュメンタリー「インディペンデントリビング」 ・ドキュメンタリー「アフガニスタン、干ばつの大地に用水路を開く」 ・人権団体：23団体 ・実行委員会会議：事前会議2回、幹事会3回、総会1回 参加人数 延べ 2,251人 内 学校計画参加 785人(引率者を含む) 映画参加者 287人	○実行委員会で検討を重ね、市民団体、行政機関等が実行委員会として一体となり、差別をなくす取組を地域に働きかけることができた。 ○コロナ禍の開催は人権展として初めての経験だった。実行委員会で感染症対策の学習も行い対応に努めた。 ○感染症対策の一環で、学校計画参加対象を、中・高とし、1学年のみに絞ることで他校との接触を回避した。小学生は一般参加とした。結果的に、ゆとりのある空間での参加が可能となった。今後の学校計画参加の方法検討時に、感染症対策の視点だけでなく、ゆとりの持てる参加としても検討することが課題。 ○アンケートの自由記載欄からは、参加者それぞれに人権について考え再認識するきっかけになり、意欲や決意が生まれていることが伺えた。 ○参加校からは、様々な人権問題、地域の人権問題について展示や体験、対面での説明などを通して、子どもたちが人とかかわりの中で学ぶことの大切さを実感できた。継続してほしい。などのコメントがあった。 ○「いのち・愛・人権」展 益田・鹿足実行委員会として継続した人権啓発を行う。
④	人権センター事業の充実	①人権センターにおいて、安心して相談ができる場として、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、人権問題の解決のための啓発事業、交流促	○生活総合相談や各種専門機関等の相談会を実施する。 ○生活環境や近隣住民との人間関係等に関する相談に対応した。相談内容によっては、各専門機関に引継ぎ解決への支援を行った。 ・総合相談 66件 ・地域巡回相談 12件 また、各種専門機関等の相談会も毎月実施し、相談体制の充実に取組んだ。	○相談案件に応じた支援や他機関との連携を行い、相談対応に取組んだ。今後も継続して相談しやすい体制作りが必要である。

	進事業を総合的に実施します。 ②「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るための職員研修や関係機関との連携をさらに進めていきます。		<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による無料法律相談 58 件 ・石見法律相談センター無料法律相談 170 件 ・行政書士無料法律相談 69 件 ・心配ごと相談 11 件 ・行政相談 7 件 	
		○行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催し、相談担当者の資質の向上と連携の強化を図る。	○行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催した。(4回) 各相談機関の担当者の課題解決のための研修会を開催し、相談担当者としてのスキルアップを図った。	○会議の開催により、関係機関の相談担当者の連携強化及び資質の向上を図ることができた。今後も定期的に担当者の資質向上及び関係機関とのネットワークの強化に努める必要がある。
		○相談体制の充実を図るため職員研修に積極的に参加し職員の資質向上に努める。	○島根県隣保館連絡協議会等が主催する研修会をはじめ様々な人権課題に関する研修会に参加し、職員の資質向上を図った。	○研修等に参加した職員だけでなく、センターの職員全員が情報共有できるようなフィードバックの方法を考える必要がある。

2 女性

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	人権尊重の意識づくり	<p>①性別に関わりなく、個人としての人権をお互いに尊重する意識を高めるため、研修会をはじめ啓発に取り組みます。</p> <p>②男女平等をはじめ、性別に関わりなく、個性と能力が発揮できるよう、差別しない、差別を許さない教育を進めます。</p> <p>③性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。</p>	<p>○男女共同参画週間に関係機関と連携して DV 防止等に関する啓発を行う。</p> <p>○性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための講座、研修を行うとともに、パネル展示、ポスター掲示、リーフレット及びパンフレットの配布、男女共同参画通信の発行等様々な媒体を通じた啓発活動に努める。</p>	<p>○男女共同参画週間に DV 防止をテーマに設定し、益田児童相談所と連携し、パネル展示等を用いた啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催期間：6/22～8/9 場所：人権センター ・ねらい：「女性に対する(あらゆる人への)暴力の防止. 相談機関の周知」 ・DV. デート DV. 性暴力について ・相談機関紹介 ・意識調査の結果の掲示 <p>※パネル展示、ポスター掲示、リーフレット、パンフレット、啓発グッズの設置。</p> <p>○女性に対する暴力をなくす運動期間に暴力防止に関する意識啓発活動を行った。益田児童相談所と連携し啓発用のぼり旗等の設置を行った。パネル展示等を用いた啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談機関紹介 ・意識調査の結果の掲示 <p>※パネル展示、ポスター掲示、リーフレット、パンフレット設置。</p>	<p>○益田児童相談所と男女共同参画週間の取組について話し合い、連携し取り組むことにより展示内容が充実した。今後も連携を図る必要がある。</p> <p>○アンケートで参加者からの評価を得た。</p> <p>回答者 29 人中 28 人が見学後人権問題について関心や理解が深まったと答えた。また、自由記載では、「無意識にしてしまっていることがありそうで自分で怖いと思った。」「定期的に確認したい内容だった。」「DV は本人が受けていることに気づかない場合が多い。「相談口がしっかりとしていることが大切、..。」「家で話題にし、夫と一緒に話し合いたい。」などコメントからは展示を通して自分のこととして考えるきっかけになっている事が伺えた。相談窓口の周知や、わかりやすい展示の工夫が必要である。</p> <p>○男女共同参画週間の周知とともに、今年度もテーマを設定し、パネル展示等を通じた啓発を実施した。貸館を含め、多くの来館者に意識啓発をすることができた。全国的な取組であり、継続する必要がある。</p>
				<p>○男女共同参画推進事業研修会を開催した。</p> <p>テーマ「男女共同参画の視点で考える避難所運営～HUG を使って、楽しく実践～」</p> <p>・日時：10 月 25 日 場所：人権センター</p> <p>対象：公民館職員及び行政職員</p> <p>参加者：31 人、</p> <ul style="list-style-type: none"> ※講師、サポーター等スタッフ含め 40 人 ※新型コロナウイルス感染症対策に留意し、フェイスシールドを用いて実施 <p>内容：講義「なぜ、男女共同参画の視点が防災に必要・大切なのか」</p> <p>講師：公益財団法人しまね女性センター 事業課長 小川洋子氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HUG を使った避難所運営模擬体験 6 グループでの実施. 全体会 ・避難所に関係する防災用品(簡易ベッド、救食、簡易トイレ等)の展示及び説明： 	<p>○研修会では避難所運営の模擬体験を通して、男女共同参画の視点を持つ大切さを学んだ。</p> <p>○アンケートで参加者からの評価を得た。</p> <p>参加者：31 名 回答者：29 名 回答率：93.5%▶目的の理解度：理解できたとの回答 96.6%</p> <p>「行動に移してみようと思ったことがある」との回答 93.1%で自由記載では今後につながる具体的なコメントが多かった。男女共同参画の視点を持つ意識が深まったと伺えた。継続し取り組むことが必要。今後は地域の中で企画できることを目標に継続する必要がある。</p> <p>○第 4 次男女共同参画計画について、住民周知を行い、性別による差別を</p>

			危機管理課 ・パネル展示：テーマ「災害と女性」 ※展示は、10/7～10/25 で実施し、参加者以外への啓発を兼ねて実施した。	なくし、一人ひとりが活躍し、個性と能力が輝くまちづくりに取り組む必要がある。
		○男女共同参画啓発情報誌～なんと素敵なパートナーシップ～を発行する。	○男女共同参画啓発情報誌～なんと素敵なパートナーシップ～を発行（1回）	○情報誌を通じて男女共同参画に関する年間の活動報告や第4次男女共同参画計画について周知を図ることができた。
②	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	<p>①暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つけ、自立や自由を妨げることがを認識し、理解を深めるために研修会をはじめ啓発に取り組めます。</p> <p>②若年層からのデートDV防止等の「暴力を生み出さない、許さない」ための未然防止教育を進めます。</p> <p>③DV被害を深刻化させないためにも、相談しやすい体制づくりと周知に努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。</p>	<p>○デートDV研修を益田市教育研究会 人権・同和教育部会との連携により実施</p> <p>・日時：12月13日</p> <p>場所：益田市人権センター</p> <p>研修会「デートDV被害者にも加害者にもならないように～子どもたちに知ってもらいたいこと、大人ができること～」</p> <p>講師 島根県女性相談センター西部分室 山崎裕子 氏</p> <p>▶人権センターから 第4次益田市男女共同参画計画について、市民実態調査からみる状況について説明した。</p> <p>・参加者：人権・同和教育部会小中学校教職員等 19名</p> <p>※【研修Ⅱ】市教研実践発表：制服変更に係る取組についてが実施され、人権センターとして同席させていただいた。</p>	<p>○昨年、デートDV研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかったが今年度は益田市教育研究会 人権・同和教育部会との連携を図り、小規模ではあるが開催ができた。今回市教研と連携することで、学校現場の取組から学ぶことことも(実践発表：制服変更に係る取組について)できた。学校と連携を図ることは、啓発の目的のみでなく学校現場を理解すること、学校の取組に学ぶことにもつながることを再認識した。</p> <p>○アンケートで参加者からの評価を得た。</p> <p>回答者：15名 回答率：83.3%</p> <p>満足度では、「とても満足」「やや満足」との回答93.3%、自由記載では「漠然としたものが明確になった」、「DV、デートDV、改めて知識の整理ができた」「全職員に周知したい」など研修の効果が伺えた。また、「小学校の段階から人権について話をしていくことで、デートDV防止につながると感じた。人権・同和教育により力を入れていきたい」人権教育としての取組として共有できた。</p> <p>○若年層からの被害防止、人権意識啓発のため学校と連携し取組を継続することが必要である。</p>
		○男女共同参画週間に関係機関と連携してDV防止に等に関する啓発を行う。(再掲2-①)	<p>以下(再掲2-①)</p> <p>○男女共同参画週間にDV防止をテーマに設定し、益田児童相談所と連携し、パネル展示等を用いた啓発活動を実施した。</p> <p>・開催期間：6/22～8/9</p> <p>場所：人権センター</p> <p>・ねらい：「女性に対する(あらゆる人への)暴力の防止、相談機関の周知」</p> <p>・DV、デートDV、性暴力について</p> <p>・相談機関紹介</p> <p>・意識調査の結果の掲示</p> <p>※パネル展示、ポスター掲示、リーフレット、パンフレット、啓発グッズの設置。</p>	<p>以下(再掲2-①)</p> <p>○益田児童相談所と男女共同参画週間の取組について話し合い、連携し取り組むことにより展示内容が充実した。今後も連携を図る必要がある。</p> <p>○アンケートで参加者からの評価を得た。</p> <p>回答者29人中28人が見学後人権問題について関心や理解が深まったと答えた。また、自由記載では、「無意識にしていることがありそうで自分で怖いと思った。」「定期的に確認したい内容だった。」「DVは本人が受けていることに気づかない場合が多い。「相談口がしっかりしていることが大切、。」「家で話題にし、夫も一緒に話し合いたい。」などコメントからは展示を通して自分のこととして考えるきっかけになっている事が伺えた。相談窓口の周知や、わかりやすい展示の工夫が必要である。</p> <p>○男女共同参画週間の周知とともに、今年度もテーマを設定し、パネル展示等を通じた啓発を実施した。貸館を含め、多くの来館者に意識啓発をすることができた。全国的な取組であり、継続する必要がある。コメントからは展示の効果が伺えた。</p>
			<p>○女性に対する暴力をなくす運動期間に暴力防止に関する意識啓発活動を行った。</p> <p>益田児童相談所と連携し啓発用のぼり旗等の設置を行った。、パネル展示等を用いた啓発活動を実施した。</p> <p>・相談機関紹介</p> <p>・意識調査の結果の掲示</p> <p>※パネル展示、ポスター掲示、リーフレット、パンフレット設置</p>	

			○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加やパンフレット等の配布を行う。	○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、関係機関に啓発用チラシやポスターを配布し暴力防止に関する意識啓発を行った。	○引き続き啓発活動を行い、意識啓発に努める必要がある。
			○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加する。	○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加した。	○引き続き、各会議等の機会も利用し、連携強化を図りながら、適切な支援に繋げていきたい。
③	働きやすい職場づくり	①事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。 ②セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。 ③仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	○関係機関からのパンフレットなどを事業所に配布し啓発を促す。	○企業等に向けた女性の活躍推進、育児休業法の改正に伴う資料、各種セミナーのリーフレット等の配付やポスターの掲示等を行った。 ・石西地域人権を考える企業等連絡協議会(50社加入)に対して「しまねイクボスネットワーク加入企業取り組み事例集」、「両親(父親)セミナー」等を配付 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会へしまね女性センター主催の研修への周知・参加依頼を行った。 ・女性のスキルアップセミナー導入編(3社4名受講) ・女性のスキルアップセミナー スキルアップ編(1社1名受講) ・女性のスキルアップセミナー レベルアップ編(2社2名受講)	○石西地域人権を考える企業等連絡協議会(50社加入)への働きかけを継続し、連携を取りながら、組織を通じた啓発に取り組む。各企業の取組状況については、人権センターでは把握できていない。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会に対して研修会を周知したことで研修会への参加につながった。今後も情報提供を継続する必要がある。
			○企業等が構成する会の集会等において、働き方や労働環境に関する情報提供を実施する。	○益田鹿足雇用推進協議会会員に情報提供を行った。	○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、働きやすい職場づくりへの働きかけを行う必要がある。

3 子ども

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	社会みんなで子育てのよこびを分かち合う取組	①家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。	○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。	○乳幼児健診を実施した。 未受診者への声かけや家庭状況把握など、母子保健推進員、保育所や幼稚園と連携し子どもの発達状況の確認を行った。	○乳幼児健診の実施 ・引き続き健診受診率 100%をめざすとともに、受診困難な場合には保育所等との連携や家庭訪問等、様々な機会を捉えて子どもの発達状況等の確認を行う必要がある。
		②地域全体で包括的に子育てに取り組む環境や意識が確立するよう周知を図り、地域の中で安心して仕事と子育てを両立するための支援を行います。さらに、子育て世帯が育児に専念できるように、企業等に育児休業をはじめとした制度創設やその制度が利用しやすい環境づくりなどの啓発活動を推進します。	○乳幼児発達支援事業(発達相談)の実施 発達支援を必要とする就学前の幼児に対し、専門医師等による相談を実施し、支援方法について方向付けを行う。	○乳幼児発達支援事業として、「発達クリニック(にじいろ相談室)」と今年度新たに「ことばの相談日」を実施した。 発達クリニック：実施回数 11回 延べ 28名(実人員 27名) ことばの相談日：実施回数 6回 延べ 14名(実人員 10名)	○乳幼児発達支援事業(発達相談)の実施 ・切れ目なく適切な時期に相談支援が行えるよう関係機関と連携し、体制を整える必要がある。

			○子育て世代包括支援センター 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し相談に対応するとともに、必要な支援の調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する。	○子育て世代包括支援センターにて妊娠期から子育て期にわたり、継続して支援を行った。 ・母子手帳交付時の全妊婦面談 235件 ・支援ケース 118件 ○母子手帳アプリ「母子♡ますだ」を活用し、保護者へ情報提供を行った。 ・登録件数 695件	○子育て世代包括支援センターの設置 ・妊娠期から乳幼児期の親子へ継続して関わることができている。さらに、関係機関との情報共有や連携を行い、必要に応じて妊娠初期から継続した支援ができるよう、フォロー体制を整えていく必要がある。様々な媒体の活用により、きめ細やかに必要な情報を提供に努めている。
			○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の周知を図り、子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進する。	○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度を推進した。 ・宣言企業登録数 54社 (令和5年3月31日現在) ・周知方法：公式ウェブサイト、個別訪問・通知、企業連絡会議等への周知等	○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の推進 仕事と子育ての両立が出来る職場環境の確立を推進するため、より多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知し、理解を広げる。
			○関係機関からのパンフレットなどを事業所に周知する。	○益田鹿足雇用推進協議会会員等に情報提供を行った。	○多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知していく必要がある。
②	子どもの権利条約などの理解推進に向けた取組	①保護者、地域住民、教職員等に「子どもの権利条約」などの内容が広く理解されるように教育・啓発を進めます。	○人権教育に係る公開授業等に学校評議員をはじめ、地域の方々を招く。	○公開授業の際に関係者への周知を図ったり、公式ウェブサイト等で授業等の様子を紹介したりしている。	○各校で、子どもの権利に関する条約啓発資料を使い、計画的に学級活動等で理解を深めている。
		②「子どもの権利条約」などについて、実生活の具体的な場面を取り上げて児童生徒の人権について考えさせるなど、児童生徒自らが人権意識を高められるような実践を行います。	○子どもの人権侵害に対する正しい認識や対応の仕方についての指導を行う。	○各校において、教職員自ら人権侵害に対する認識を深め、指導力向上のための研修を複数回行った。	○児童生徒の発達段階に即した指導の工夫を続ける。
③	体罰・虐待の根絶に向けた取組	①体罰や虐待は絶対に許されない重大な人権侵害であることを子育て中の方、その周囲の方、教育・保育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方が認識し、人権意識を高めることにより、日頃から子どもとの信頼関係の構築に取り組めます。	○関係機関との連携による支援 支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。	○関係機関との連携による支援を行った。 ・要保護児童対策地域協議会の実施状況 管理ケース：235ケース 代表者会 1回 実務者会議 7回 個別支援検討会議 99回 進行管理会議 12回	○関係機関との連携による支援 子育てあんしん相談係に社会福祉士、臨床心理士など専門職を配置し、体制強化を図りながら、課題を抱える家庭の相談支援を行っている。今後要保護児童対策地域協議会を中心に虐待をはじめ、支援が必要な児童の相談が増加する中で、様々な機関と連携し早期に適切な支援に繋げていくとともに、積極的に研修会に参加し職員のスキルアップ向上に努めたい。
		②要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。	○リスクのある家庭への早期支援 各機関との連携強化や相談支援体制の充実を図りながら、虐待やリスクを抱える家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げる。	○リスクのある家庭への早期支援を行った。 母子手帳交付以降、電話連絡や来庁面談、家庭訪問等を行うことにより状況を確認し適切な支援に繋げている。 ・乳児家庭全戸訪問 対象数：246件 訪問件数：243件	○リスクのある家庭への早期支援 リスクのある家庭への支援を早期に行うため、妊娠期から切れ目なく、病院をはじめ母子保健担当者や関係機関と連携・情報共有し適切な支援に繋げていきたい。
		③虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。	○虐待防止に関する啓発 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けた取組を行う。	○虐待防止に関する啓発を行った。 ・児童虐待防止月間に合わせポスター掲示や懸垂幕の掲揚、市民課窓口設置の広告モニターへの情報掲載、チラシの配布、市広報や告知端末、児童虐待防止に関する啓発を実施した。 ・学校や幼稚園・保育園を通じて保護者へ虐待防止に関するチラシを配布し、啓発に努めた。	○虐待防止に関する啓発 引き続き様々な機会を捉えて児童虐待防止に関する意識啓発に努めたい。
			○年間を通して、定期的に学校訪問を行い、各校の取組を支援する。	○年間を通じて、定期・不定期に学校訪問を行った。	○各学校における人権課題等について、学校と情報を共有し、必要に応じて速やかに指導、支援ができた。

			○管理職に向けて体罰の根絶について研修を行い、校内の教職員に対しての指導を充実させる。	○管理職との意見交換や教職員との情報共有を行った。	
④	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	①益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んでいきます。	○益田市いじめ防止基本方針の周知と未然防止・早期発見を図る。	○益田市いじめ防止基本方針（改訂版）の周知を図り、各校のいじめ防止方針等を点検した。	○各学校において、教育活動全体を通じて人権意識を高めるための組織的な対応が行われている。また、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない。」ことの理解を促すよう取組を進めることができた。
			○市内各学校にいじめの早期発見を目的としたアンケート調査や教育相談の機会を設けるように働きかける。	○学校ごとにいじめの早期発見を目的としたアンケート調査や教育相談の機会を設けた。	
			○市内の小中学校において「アセス（学校環境適応感尺度）」を実施し、分析を行い児童の実態把握や支援に生かす。	○アンケート調査〔アセス（学校環境適応感尺度）等〕や教育相談を実施した。	
⑤	子どもの貧困に対する支援	①すべての子どもが家庭環境や経済状況に影響されず、教育の機会を得るために、学習環境の支援や子どもの学ぶ意識の向上を図り、教育の機会均等を確保します。 ②生活が困難な子どもやその家族が社会的に孤立に陥ることがないよう支援の充実を図ります。 ③生活の安定と向上に資するよう、所得の増加や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	○島根県社会福祉協議会を中心に県内各関係機関及び庁内関係部課との協力、連携を進め、子どもの貧困解決に向けた取組を行う。	○子どもの貧困対策に関する連携状況 島根県から委託を受けた社会福祉法人島根県社会福祉協議会が実施する子ども食堂サポート事業について、よりよい事業実施を行うための助言を行うことを目的とした、しまね子ども食堂応援会議に参画し、オンラインにより県内外の関係団体との情報共有と子ども食堂への支援策について協議した。 ○市内子ども食堂への情報提供 市公式ウェブサイト等で子ども食堂に関する助成、補助等の情報提供を行った。	○引き続き、しまね子ども食堂応援会議に参画し、島根県社会福祉協議会を中心に県内各関係団体が、どのような協力関係が築けるのか、どのような連携が出来るのかについて、情報共有と意見交換を行う必要がある。 ○庁内関係部課、社会福祉協議会及び各子ども食堂とどのように連携していくかについて、検討する必要がある。
			○生活困窮者自立支援事業において、生活が困難な子どもやその家族が抱える課題を、関係機関と連携を図りながら課題解決に向けた支援を行う。	○生活困窮者自立支援事業 ・ひとり親世帯 相談件数 27 件、プラン作成件数 2 件 関係機関と連携し、生活の見通し、生活向上のための相談・支援を行った。 ○ひとり親世帯のハローワークとの連携状況 ・ひとり親世帯・ハローワーク・生活保護担当との連携 支援対象者 3 名（延べ相談件数 20 件） ・ひとり親世帯・ハローワーク・児童扶養手当受給者との連携 支援対象者 21 名（延べ相談件数 167 件） ○生活保護受給者等就労自立促進事業において、ひとり親世帯・ハローワーク・生活保護担当及び児童扶養手当担当で連携を行い、新規就労及び増収に向けた支援を行った。	○引き続き益田市社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を行う必要がある。 ○ひとり親世帯に対して、ハローワークによるセミナーが 8 月に開催された際には、2 名の参加があり、1 名が就労につながった。 ○新規就労や増収を目指すひとり親世帯に対して、支援につながるようハローワーク、生活保護担当及び児童扶養手当担当の速やかな連携に努めたい。
			○子どもの貧困の早期発見と関係機関への情報提供に努める。	○早期発見・早期支援につなげるために関係機関相互の情報共有に努めた。	○複合的な課題があることが多いので、さらに関係機関の連携を深めていく。
⑥	情報モラル教育の推進	①児童生徒に対し、情報化社会で安全に生活するための知識や情報セキュリティに関する知識・技能を身に付けさせるとも	○情報モラル教育研修を実施し、正しい情報を取捨選択できる能力の育成、向上に努める。	○専門家を招き、市民、小・中学校、保護者を対象に情報モラルに関する研修会を実施した。講師 吉岡良平氏 研修会数 21（オンライン 10、参集 11）	○他の機関主体の情報モラル教育との連携を図っていく。 ○小学校低学年時からのメディア接触時間の増加傾向は続いている。早い段階での意識付けや啓発を行う必要がある。

	に、情報化社会における正しい判断や望ましい態度の育成に努めます。 ②児童生徒が発達の段階に即した情報モラルを身に付けるための授業や教育活動を推進します。			
--	---	--	--	--

4 高齢者

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	安否確認の体制整備	①日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応していきます。 ②それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。	○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯(利用者)に緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応する。	○緊急通報装置設置台数：609 件 ○救急車要請：46 件 相談：596 件 委託業者からの安否確認：7,439 件	○独居、高齢者のみの世帯の増加に伴い、緊急通報装置の必要性は高くなっている。申請の確認を民生委員、地域包括支援センター職員又はケアマネジャーが行うことで、装置が必要な高齢者の利用に繋がるよう進めていく。
②	相談体制の充実	①地域包括支援センターの機能評価を行い、適切な相談対応ができるよう専門性の向上のための研修や勉強会の開催を行います。	○地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催し、対応力向上を図る。	○地域包括支援センター職員を対象とした研修を開催し、相談援助技術の向上を図った。 ○地域包括支援センター連絡会議の開催：毎月1回	○地域包括支援センター職員を対象とした研修や連絡会議の開催により、高齢者の権利擁護に関する実践力向上につながった。 ○継続的な質の向上に取り組むとともに、関係機関との連携により相談体制を充実させる必要がある。
		②民生委員児童委員をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要な人に適切に支援ができるようネットワーク充実に向けた取組を行います。	○高齢者の生活支援に携わる関係機関とのネットワーク充実のため、情報共有や意見交換の機会の確保を促す。	○地域包括支援センター連絡会議において、介護サービス事業所や聴覚障がい者情報センターなど関係機関との意見交換や情報共有の場を設けた。	○関係機関との意見交換等により、高齢者が安心してサービスを利用するためのネットワークづくりにつながった。 ○引き続き、高齢者の意向に沿った適切な支援が行えるよう、介護・医療・その他関係機関とのネットワークづくりを行う必要がある。
③	生きがい活動への支援	①高齢者の健康と生きがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。	○今年度、シルバー駅前サロンが移転しシルバーふれあいサロンに改名。高齢者の介護予防の拠点となるよう、事業の拡充を図る。	○シルバーふれあいサロンにおいて、駅前で実施していた内容（テイク10など）を引き続き実施。 ○健康ますだ市21推進協議会、食生活改善推進協議会、老人クラブ連合会、益田市社会福祉協議会等庁外の関係機関へ事業を委託し実施した。	○サロン等の場が高齢者の生きがいづくりにつながるよう、企画・運営について相談しながら実施する必要がある。
		②高齢者自らが行う、文化継承活動、体育・芸能大会、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。	○益田市社会福祉協議会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」を支援する。	○サロン事業を実施した。 新規サロン0カ所、継続73カ所（合計73カ所） 研修会の開催（1回）や石見高等看護学院1年生が授業の一環として高齢者サロンとの交流を行うなどの取組も行った。	○サロン事業を実施する上でサロン会員や世話人の高齢化による運営の難しさが課題となっている。特に個別サロンの事務作業の軽減の要望があがっており、今後検討していく予定。
④	介護予防事業の推進	①高齢者の生きがい活動への参加や、フレイル度チェックを通じて、自分の体の状態を知り、自ら介護予防につながる活動に参加できるような環境を整える取組を実施します。	○健康増進課と高齢者福祉課で、いきいき百歳体操をしている団体に対して、フレイル度チェック、体力測定を実施。実施後のフォロー体制や環境を整え、フレイル予防を図る。	○いきいき百歳体操を実施している団体、美都のもっと・ずっと・元気に暮らそうツアー参加者等に対して、体力測定とフレイル度チェックを実施。結果返しに合わせてフレイル予防の啓発をした。フレイル(疑)の方へは個別に状況を確認している。 ・いきいき百歳体操実施団体：61団体　・フレイル度チェック実施件数：630件	○フレイル度チェックをすることで、フレイル予防も含めたフレイルの啓発につながっている。活動に参加しない方や、何らかの理由で参加できなかった方へアプローチできていないことが課題。

		②高齢者の自立支援を目的とした多職種による事例検討会を行い、介護予防や重度化防止に必要な食の確保や移動手段など様々な困りごとを解決するための福祉サービス等の活用を進めます。	○地域ケア個別会議を継続実施。今年度から、対象事例を要介護認定者にも広げ、自立支援に向けた事例検討を実施する。	○地域ケア個別会議（自立支援型事例検討）の実施。 ・事例検討 9件／振り返り3件 ・全体会 年2回	○抽出された地域課題から、事業所向けの勉強会・相談会の実施につながった。
⑤	認知症への理解と支援体制の整備	①認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、認知症サポーター養成講座を開催していきます。	○今年度は、働き盛り世代をターゲットに認知症に関する知識を普及する。市職員向けのサポーター養成講座を企画している外、企業への研修会やサポーター養成講座を企画する。	○認知症サポーター養成講座 ・13回開催、251名のサポーターを養成。 (職域4回／65名、地域住民5回／103名、児童・生徒4回／83名) 今後も、高校生、地域住民への開催を予定している。	○市役所、企業向けの養成講座が開催できた。受講者自身が介護者の方もおられ、寸劇をまじえて分かりやすかったとの反応があった。
		②認知症高齢者やその家族にとって、必要な時に必要な支援が受けられるよう、相談窓口の周知をはじめ、見守りを目的とした配食サービスや緊急対応訪問サービスなどの情報発信を行います。	○認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームは、関わった実績(件数)ではなく、関わった内容を振り返り、ネットワーク構築につなげていく。	○認知症カフェ交流会 年2回開催 ○認知症キャラバンメイト交流会 年2回開催 ○権利擁護推進会議 年2回開催	○認知カフェ運営者同士の交流会を開催することで、日ごろの悩みを共有したり各カフェの特徴を確認し合うことができた。 ○キャラバンメイトの活動につながるような内容で実施できた。
		③認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームなど、認知症の支援機関とも協力しながら、認知症高齢者とその家族を支えるネットワークを構築していきます。		○初期集中支援チーム 相談件数：4件	○関わった内容の振り返りができていない。
⑥	高齢者の権利擁護に関する取組	①高齢者虐待の防止や養護者への支援について、高齢者虐待対応専門職チームからのサポートを受けながら適切な支援につなげます。	○高齢者虐待への対応について、関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に向けた支援を実施する。	○権利擁護推進会議の開催 年2回開催 ○高齢者虐待対応コア会議を実施。新規案件や継続案件について、高齢者虐待対応専門職チームの助言を得ながら虐待の解消に向けた支援の検討を行った。	○引き続き、判断能力の低下や認知症の進行により権利侵害を受けやすい高齢者に対して適切な支援を行うことができるよう、関係機関との連携を図る必要がある。
		②判断能力の低下や認知症高齢者への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。	○権利擁護(認知症の理解や高齢者虐待の防止など)に関する普及啓発の機会を設ける。	○広報ますだにて成年後見制度について市民へ周知した。	○権利擁護に関する相談窓口の周知を行い、誰もが安心して生活できるような体制を整えた。
		③高齢者の権利擁護について、住民や専門職など対象に応じた普及・啓発活動を行います。	○高齢者の状況に応じて、必要な場合は市長申立を行うなど、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行う。	○成年後見制度が必要な方に対し、申立人不在など申立てが困難な場合の支援を行った。 ・市長申立件数 13件 ・申立支援件数 1件	○成年後見制度の活用が必要な方に対し、市長申立や申立支援など適切な支援を行うことができた。
⑦	消費者被害等の未然防止の取組	①高齢者をはじめとする地域住民に対して、悪質商法や詐欺などに関する情報提供や、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。	○消費者被害の未然防止につなげるため、消費生活に関する講演会や街頭啓発活動を実施する。	○消費者被害を未然に防ぐためのセミナー及び街頭アピールを実施。 消費者セミナー ・日時：令和5年3月1日 13:30～15:30 場所：市民学習センター 内容：「消費者被害の現状及び対処の仕方について」 講師：おとよし法律事務所 弁護士 田中秀樹 氏 参加者：48名 街頭アピール活動 ・日時：令和5年3月6日 15:30～16:30 場所：キヌヤ益田ショッピングセンター 内容：市内スーパーにおける啓発グッズの配布による街頭アピール活動 参加者：12名	○引き続きセミナーを実施し、消費者被害の現状や防止方法の周知を図る必要がある。
		②消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。			

		○消費者相談を実施し、困難な案件などは県消費者センター石見地区相談室と連携を行い、相談者の支援に努める。	○消費者からの相談を受け、解決への支援を行うとともに、困難な事例については県と連携しながら支援を行うことができた。 相談件数 68件	○消費者相談では、消費生活相談員が相談対応を行っている。消費者問題は多様化してきているため、県消費者センター石見地区相談室等の関係機関と連携しながら相談者の支援に努める必要がある。
--	--	--	---	--

5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	バリアフリー社会の実現	①障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。 ②市民一人一人が障がい及び障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。	○益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会で協議検討し、障がいの理解啓発を進める。	○益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会において、R3 年度に市内商店3店舗から聞取った内容について検証し、取組の具体化について検討した。	○店舗へ聞取った内容について、今後の活動や啓発に繋げていく。
			○広報、ケーブルテレビ等にて障がいに関する啓発を進める。	○手話言語条例に関する取組を行った。 ・広報（手話の紹介を毎月掲載） ・遠隔手話サービスについて、関係機関等と協議を行った。 ○ケーブルテレビにより障害者週間の周知を行った。	○広報で毎月手話の単語を掲載し、手話の理解啓発に努めたが、引き続き取組が必要である。 遠隔手話サービスの利用に向けて、今後も協議を続ける必要がある。
②	地域生活の支援体制の充実	①障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。 ②個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。	○益田市障がい者自立支援協議会を開催し、障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の協議を行う。	○益田市障がい者自立支援協議会を2回開催。	○引き続き障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の協議を行う必要がある。
			○市、益田市基幹相談支援センター及び市内相談支援事業所（5事業所）で毎月相談支援会議を開催。細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。	○相談支援会議を毎月開催し事例検討や、テーマを決めて検討を行った。	○毎月開催した相談支援会議は、情報の共有、課題の共有の場として有効であった。
③	自立と社会参加の促進	①障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、自立した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。	○益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会と連携し、就労事業所説明会を実施する等就労社会参加の推進を図る。	○R3 年度に益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会において、「地域における障がいのある方の余暇を充実させるためのアンケート」を実施した。アンケート結果から把握できた現状について、今後の対応を検討した。	○アンケートの結果を踏まえ、今後取り組む内容を引き続き検討していく。

		<p>②「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、各種関係機関と連携を図りながら、市内企業において障がいのある人の雇用の促進と働きやすい職場環境の整備について推進します。</p> <p>③障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。</p>	<p>○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進を図る。</p>	<p>○島根県障がい者スポーツ大会及び益田市障がい者スポーツ大会の開催にあたり、市広報で周知する等、大会への参加促進を図った。</p>	<p>○全日程において、多数の方の参加があり、成功裏に終わることができた。</p>
④	障がいのある人の権利擁護に関する取組	<p>①障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と養護者への支援を行います。</p>	<p>○虐待相談窓口、24時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置し、支援を実施する。</p>	<p>○虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組んだ。(電話だけでなく来所にて相談あり)</p> <p>窓口2件 電話0件</p>	<p>○引き続き虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組む必要がある。</p>
		<p>②判断能力が不十分な障がいのある人への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。</p> <p>③障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。</p>	<p>○障がいのある方への虐待防止に向けた取組として、パンフレット配布及び相談窓口の情報提供などの啓発活動を実施する。</p>	<p>○障がいのある方への虐待防止に関するパンフレットの配布は実施しなかったが、窓口に配置し啓発に努めた。</p>	<p>○引き続き障がいのある方への虐待防止に向けた啓発活動が必要である。</p>
⑤	特別支援教育の推進	<p>①保護者や地域住民等に対して特別支援学級等や障がいへの理解啓発を行い、障がいのあるなしに関わらず地域で子どもを育てるという意識を高めます。</p> <p>②子どもの多様性を尊重し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組み(インクルーシブ教育システム)を推進します。</p>	<p>○学校だより等の広報活動や特別支援学級の地域交流学习などにより、日頃の学習や生活の様子の周知と理解を図る。</p>	<p>○学校だよりや公式ウェブサイト等の活用により広報活動は進んでいる。</p> <p>○特別支援学級の地域交流は、コロナ禍にあっても多くの方に支えられ実施できている。</p>	<p>○学校において、すべての児童生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合っ て共に伸びていこうとする集団づくり、分かりやすい授業づくりをさらに進めていく。</p>

6 外国人

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。	○啓発ポスターやチラシ等で情報提供を行い、周知・啓発に努める。	○外国人住民向け人権啓発用リーフレット等を設置し啓発を行った。	○外国人の転入は増加傾向にあり、日常においても接する機会が多くなっている。様々な周知方法で偏見や差別意識の解消のための教育・啓発活動が必要である。
		②益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。	○外国人の人権についての研修会を開催する。	○外国人の人権についての研修会及びイベントを行った。	○外国人との接し方について理解が深まり、苦手意識の解消を進めることができたので、引き続き理解を深めるための研修・啓発活動が必要である。
		③「ヘイトスピーチ解消法」の内容の周知		<p>・日時：令和4年7月27日 13:30~15:30</p> <p>場所：人権センター</p> <p>内容：しまね国際センター出前研修「やさしい日本語について」</p>	○今回行ったイベントをきっかけに各地区においても、外国人に対する偏見

		に努めるとともに、外国人に対する不当な差別的言動を解消するための教育・啓発を推進します。		<p>講師：しまね国際センター多文化共生推進課長 仙田武司 さん 参加者：39名</p> <p>・日時：令和4年11月13日 10:00～12:00 場所：人権センター 内容：多文化共生イベント「やさしい日本語を使ってみよう～みんながつながる地域を目指して～」 主催：日本語ボランティアグループ「ともがき」 参加者：47名</p>	や差別意識を解消するための活動ができるよう支援していく必要がある。
			○国際協力や交流、紛争、差別事象など機会を捉え適切な教育場面で触れていく。	○道徳をはじめ学級活動、社会科等において違いを認め合い、尊重しあう態度を育てる教育を実践した。	○外国にルーツを持つ児童・生徒の在籍校の取組を他校にも広げていきたい。
②	多文化共生社会づくりの推進	①地域に居住している外国人の方々を対象に、やさしい日本語を通して、基礎的な日常会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。	○在日外国人を対象にした日本語学級を開催する。	○日本語学級を開催し外国人への日本語学習の支援を行った。 開催日数：40日（毎週日曜日） 延受講者数：354人 指導者：日本語ボランティアグループ ともがき	○受講者ごとに日本語の習得度が異なり、年齢層にも幅があるが、クラス分けをして丁寧な学習指導を行っている。日本語を学ぶだけでなく、受講者同士また指導者との交流の場としても非常に有意義だった。引き続き外国人への日本語の習熟度を上げるための支援が必要である。
		②異文化に触れる機会の提供や、多文化理解のための講座等を実施します。	○多文化共生社会実現に向けた研修会を実施する。	○多文化共生社会の実現に向けた研修会を開催した。 ・日時：令和4年7月27日 13:30～15:30 場所：人権センター 内容：しまね国際センター出前研修「やさしい日本語」について 講師：しまね国際センター多文化共生推進課長 仙田武司 氏 参加者：39名	○外国人との接し方について理解が深まり、苦手意識の解消を進めることができたので、引き続き理解を深めるための研修・啓発活動が必要である。
		③関係機関と連携し、外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報について多言語での提供に努めます。	○外国人への生活情報を多言語での提供を行う。	<p>・日時：令和4年11月13日 10:00～12:00 場所：人権センター 内容：多文化共生イベント「やさしい日本語を使ってみよう～みんながつながる地域を目指して～」 主催：日本語ボランティアグループ「ともがき」 参加者：39名</p> <p>○国や県から送られてくるパンフレットを設置し情報提供を行った。</p>	○今回行ったイベントをきっかけに各地区においても、外国人に対する偏見や差別意識を解消するための活動ができるよう支援していく必要がある。
③	外国にルーツを持つ児童生徒への支援	①対象児童生徒の実態に応じて、日本語支援員を配置し、授業の中で日本語の支援を行います。	○日本語支援員の配置と支援、成果の検証を行う。	○日本語支援員3名の配置ができた。学習指導はもちろん、精神的な安定や学校生活への適応の面でも欠かせない存在となっている。	○支援員の確保が難しい。令和5年度は計7名の支援員が必要。
④	外国人のための相談体制の充実	①在住外国人からの相談に対し相談しやすい体制づくりに努め、島根県外国人地域サポーターやしまね国際センター、地域	○島根県外国人地域サポーターや関係機関と連携して相談体制の充実を図る。	○島根県外国人地域サポーター連絡会議に参加し、相談体制を充実させるための情報交換などを行った。	○島根県外国人地域サポーターと連携し、相談対応や支援を行うことが重要である。

		のボランティア団体等関係機関との連携強化を図り相談者への適切な支援を行います。 ②行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介しします。	○必要に応じて、「外国人に関する無料法律相談」を紹介する。	○相談件数 0件	○外国人の無料法律相談は必要に応じて、専門の行政書士と連携し、相談者の支援を行っている。公式ウェブサイトなどを活用したさらなる相談窓口の周知や、相談しやすい環境づくりが必要である。
⑤	外国人のための労働環境の整備	①外国人労働者がその能力を發揮しながら就労できるよう、国や県をはじめとして関係機関と連携を取りながら市内企業等における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発を進めます。	○関係機関からのパンフレットなどを事業所に周知する。	○益田鹿足雇用推進協議会会員等に情報提供を行った。	○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、外国人労働者が活躍できる労働環境整備に向け、働きかけを行う必要がある。

7 ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①ハンセン病回復者とその家族等への偏見や差別の解消を図るために、ハンセン病の正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための教育・啓発を行います。 ②H I Vや新型コロナウイルスをはじめとする感染症患者・感染者等に対する偏見や差別意識の解消のため、感染症に対する正しい知識の教育・啓発に努めます。	○ハンセン病に関する正しい知識の周知・啓発を行う。 ○新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症患者・感染者等に対する正しい知識の周知・啓発を行う。 ○教職員に向け、ハンセン病施設での研修や、「いのち・愛・人権」展への参加・活用を促す。 ○体育・保健体育科をはじめ、関連教科や領域で感染症への正しい理解を促す。	○ハンセン病問題に関するシンポジウムのチラシ等を配布し周知を図った。 ○新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくすためのチラシにより正しい知識の周知を図った。 ○教職員に対し、各種研修等への参加を促した。「いのち・愛・人権」展の教職員の参加者数は230名だった。 ○体育・保健体育科をはじめ、関連教科や領域で感染症への正しい理解を促した。	○ハンセン病患者やその家族等に対する偏見や差別について、ハンセン病に対する正しい知識の啓発を図ることが出来た。引き続き、様々な機会を活用しての啓発に努める必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別について、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の啓発を図ることが出来た。引き続き、様々な機会を活用しての啓発に努める必要がある。 ○ハンセン病問題に関する校内研修をこの3年間ですべての学校において実施した。 ○様々な指導機会を通じて、予防や正しい知識の教育・啓発に努めることができた。

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	意識啓発・教育の推進	①国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。 ②学校において、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための教育を行います。	○「いのち・愛・人権」展を通して、益田ひろみさんをさがす会とともに拉致被害に関する人権啓発問題への関心を高める。 ○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための取組への支援を行う。	○第11回「いのち・愛・人権」展で、益田ひろみさんをさがす会とともに拉致被害に関する啓発を実施した。また、「広報ますだ」での人権センターだよりにおいて、益田ひろみさんをさがす会による特定失踪者と拉致問題のコーナーを紹介した。	○実行委員会で検討を重ね、市民団体、行政機関等が実行委員会として一体となり、差別をなくす取組みを地域に働きかけることができた。 ○アンケートの自由記載からは「益田ひろみさんのことについてはじめて知った。」というコメントも多く、拉致被害者の状況について広く周知でき啓発につながったといえる。

			<p>○「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に啓発パネルの展示を開催。 拉致問題に関するパネル、ポスター掲示やチラシを配布し周知を図った。</p> <p>展示期間：12月15日～22日</p> <p>場所：人権センター</p> <p>※島根県総務部総務課との連携により実施</p> <p>内容：パネル展示、ポスター掲示、チラシ及びブルーリボンの設置</p>	<p>○啓発効果についてアンケートを設置したがアンケート回答者は7名だった。</p> <p>自由記載からは、「拉致は重大な人権侵害であることを再認識した。」「早期解決を望む」などのコメントがあった。益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための啓発活動に引き続き取り組む必要がある。</p>
		○国や県に対して問題解決へ向けての要望を行う。	○特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないために県に対し要望を行った。	○国や県に対して問題解決へ向けて引き続き要望を行う。
		○社会科の時間を中心に授業実践を行い、理解を深める。	○全小中学校で社会科の授業や学級活動等でのDVD活用などで児童・生徒の理解を深めている。	○「いのち・愛・人権」展への参加や展示内容との関連を図った学級指導等が有効であった。

9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	意識啓発の推進	①社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。	○啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発に努める。	○犯罪被害にあわれた方への支援に関するパンフレット等の設置による情報提供を行った。	○正しい知識や認識を深めるために、啓発チラシの配付やポスターの掲示等情報提供を行う必要がある。
②	関係機関との連携	①国、県、警察等関係機関と連携を図りながら、被害者等に対する支援を行います。 ②潜在化しやすい性犯罪被害などをはじめとする、犯罪被害者等への相談窓口の周知をとおり、相談しやすい環境づくりに努めます。	○研修会等を通じて、相談体制の充実を図る。	○県主催の関連会議に出席。 ○令和4年12月に「島根県犯罪被害者等支援条例」が制定。 ○島根県が作成するチラシ（県内の相談窓口情報が掲載されている）を掲示している。	○関係機関との連携や支援体制などが不十分な状況にあるので、連携の方法等について検討する必要がある。

10 インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	意識啓発の推進	①インターネットの利用に対し、人権擁護の視点に立った正しい知識の普及を図り、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。	○啓発チラシの配布や情報提供を通じて、正しい知識の普及・啓発に努める。	○啓発チラシ設置や研修会への参加を呼びかけるなど啓発を行った。	○引き続き啓発チラシの配布や研修会などの情報提供を行い、啓発をしていく必要がある。
			○児童生徒、保護者向けの情報モラル教室を実施する。	○専門家を招き、市民、小・中学校、保護者を対象に情報モラルに関する研修会を実施した。講師 吉岡良平氏 研修会数 21（オンライン10、参集11）	○意識啓発のための研修を引き続き実施するとともに、リアルな世界で良好な人間関係を築く能力を伸ばす必要がある。
			○一般市民を含めた幅広い層を対象に市情報モラル研修会を実施する。	○実績なし	○正しい知識や認識を深めるために、情報モラルに関する研修会を行う必要がある。
②	関係機関との連携	①法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見及び被害の拡大防止を図るとともに、相談窓口や相談機関等の周知に努めます。	○インターネットモニタリングを実施し、インターネットやSNS等による被害の拡大防止に努める。	○インターネットモニタリング研修に参加した。1名 ○週1回～2回モニタリングを実施した。	○モニタリングにより、インターネット上での人権侵害を未然に防ぐことが必要である。

1 1 性的指向・性自認等

	具体的施策	施策の内容	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	意識啓発の推進	①性的指向、性自認について等、性の多様性についての理解を深めるために、各種講演や研修会の開催、啓発資料の配布等を通じて啓発の充実を図ります。	○性の多様性について理解を深めるために研修会や資料の配布を通じて正しい知識の普及・啓発に努める。	○性の多様性についての研修会のチラシや人権ポケットブック「セクシャルマイノリティと人権」を設置し正しい知識の普及・啓発を図った。	○引き続き啓発チラシの配布や研修会などの情報提供を行い、啓発をしていく必要がある。
②	性の多様性を尊重する教育の推進	①学校等において性の多様性についての理解を深めるための教育を行うとともに、子どもたちが不安に思うときに教職員等に相談しやすい環境づくりに取り組みます。	○相談窓口の周知徹底を図る。	○子どもや保護者が相談しやすい関係づくりに努めるとともに全学校において相談窓口を設け、周知を図っている。	○教員がカウンセリングマインドをさらに身につけていく必要がある。
			○スクールカウンセラーの活用を含めた教育相談の一層の充実を図る。	○各校において、教育相談の充実を図るとともに、性の多様性に関する職員研修の実施や中学校区で連携した取り組みが見られた。	○今後この取組をさらに充実させるためにスクールカウンセラーの勤務時間増を県に要望をしている。

1 2 様々な人権課題

	人権課題	R4 事業計画	R4 事業実績	評価・課題
①	アイヌの人々	○アイヌの人々への理解と認識が深まるよう広報・啓発に努める。	○アイヌ民族の言葉と文化に関する研修会のポスターを掲示し参加を募った。 (新型コロナウイルス感染症防止のため中止) ○アイヌの方々のための電話による相談窓口の周知について広報を通じて行った。	○今年度は研修会が中止となったが、引き続きアイヌの人々への理解と認識を深めるための広報・啓発に努める必要がある。
②	刑を終えて出所した人	○次期益田市地域福祉計画に「再犯防止の推進(仮称)」を新たに盛り込み、罪を犯した人の社会復帰支援に努める。	○第4期益田市地域福祉計画に「再犯防止施策の充実」を盛り込み、松江保護観察所及び益田地区保護司会とで取組内容を一緒に検討した。	○平成31年2月27日に、松江保護観察所・益田地区保護司会・益田市の三者において締結した「保護観察対象者の就労支援に関する協定書」を十分に活かしていくよう努める。
③	ホームレスに対する差別	○ホームレスとなった人への人権に配慮するとともに、地域住民の理解を得ながら支援に努める。	○ホームレスとなった人の調査を行った。該当者なし。	○近年、市内においてホームレスとなった人の情報は少ないが、相談等があれば地域住民や関係機関と連携しながら支援に努めたい。
④	人身取引による人権侵害	○人身取引を防止するための理解と認識が深まるよう広報・啓発に努める。	○人身取引防止のためのポスターを掲示し、啓発を行った。	○引き続き人身取引を防止するための理解と認識を深めるための広報・啓発に努める必要がある。
⑤	災害に伴う人権問題	○災害時における外国人向けの「やさしい日本語」や多言語による災害情報の発信や、避難所等での支援についても関係機関と連携を図る。	○外国人向けの天気の情報を市公式ウェブサイトに掲載している。避難所で外国人の避難は確認されおらず、実績なし。	○市公式ウェブサイトにて外国人向けの天気の情報等の掲載を引き続き実施する。 外国人の支援について、平時でも関係機関と連携していくことが重要である。

			<p>○男女共同参画推進事業研修会にて、男女共同参画の視点で考える避難所運営をテーマに実施し、「災害と女性」をテーマとしたパネル展示も実施した。</p> <p>以下 2-①再掲 男女共同参画推進事業研修会 「男女共同参画の視点で考える避難所運営～HUGを使って、楽しく実践～」 テーマ 日時：10月25日 場所：人権センター 対象：公民館職員及び行政職員</p> <p>参加者：31人、 ※講師、サポーター等スタッフ含め40人 ※新型コロナウイルス感染症対策に留意し、フェイスシールドを用いて実施</p> <p>内容：講義「なぜ、男女共同参画の視点が防災に必要・大切なのか」 講師：公益財団法人しまね女性センター 事業課長 小川洋子氏</p> <p>・HUGを使った避難所運営模擬体験 6グループでの実施、全体会 ・避難所に関する防災用品(簡易ベッド、救食、簡易トイレ等)の展示及び説明：危機管理課 ・パネル展示：テーマ「災害と女性」 ※展示は、10/7～10/25で実施し、参加者以外への啓発を兼ねて実施した。</p>	<p>以下 2-①再掲</p> <p>○研修会では避難所運営の模擬体験を通して、男女共同参画の視点を持つ大切さを学んだ。</p> <p>○アンケート結果 参加者：31名 回答者：29名 回答率：93.5%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的の理解度：理解できたとの回答96.6% ・「行動に移してみようと思ったことがある」との回答93.1% ・アンケート自由記載欄からも今後につながる具体的なコメントが多かった。男女共同参画の視点を持つ意識が深まったと伺えた。継続し取り組むことが必要。 <p>今回の講義+参加型の研修は男女共同参画の視点を持つことについて理解を深めるために、有効であったと捉え、今後は地域の中で企画できることを目標に継続する必要がある。</p>
⑥	その他の人権課題	○この計画に掲げていない様々な人権課題や、新たに人権課題などに対して、様々な機会を通して偏見や差別をなくすための周知・啓発に努める。	○実績なし	○現状新たな人権課題についての情報はないが、状況に応じて周知・啓発に努める必要がある。